

# 令和4年度 能登町観光誘客促進宿泊助成金事業 のご案内

12月～2月の冬場の閑散期に観光客を呼び込むため、能登町の特産品等の料理を提供する宿泊プランを造成し、町の活性化につながる事業にご協力いただける宿泊事業者に対する支援を行います。

## ■ 補助対象事業者

- ・旅館業法の規定により許可を受けていること
- ・宿泊プラン（※）を制度開始前までに町へ「提案シート」により提出し、そのプランを利用した観光客のいる宿泊事業者とします。  
※宿泊プランとは、税込み11,000円以上の1泊2食付きのプランをいいます。

## ■ 補助額及び限度額

- ・宿泊プランを利用した観光客1人あたり3,000円とします。
- ・1施設当たり450,000円を上限とします。（3,000円×150名分）

## ■ 補助対象期間

- ・令和4年12月1日（木）から令和5年2月28日（火）の3か月間

## ■ 利用方法

- ・町の助成額（3,000円）を差し引いた宿泊プラン料金を観光客からもらう。
- ・月締めで宿泊プランの利用人数を交付申請書（兼）実績報告書にて町に報告する  
（例）通常価格が20,000円の宿泊プランを販売した場合
  - ①現地で現金支払いされる場合は、17,000円を受け取ります。
  - ②クレジットなどにより、既に決済が終了している場合は、宿泊者へ3,000円キャッシュバックします。
- ①、②のいずれの場合も差額の3,000円を町へ請求します。  
【レンタカー助成金の利用方法と同様です】

## ■ 手順及び申請について

- (1) 本事業を利用していただくにあたり、「提案シート」を11月30日までに町へ提出します。（事前申請のない場合は、対象となりませんのでご留意願います）
- (2) 町へ提出した「宿泊プラン」を観光客に利用していただきます。
- (3) 必要事項を記入した「助成金等交付申請書（兼）実績報告書」を提出します。  
宿泊者に記入いただく「観光誘客促進宿泊助成金事業申込書」も添付してもらいます。

## ■ 宿泊プランとは

宿泊プラン例（能登の特産品を含む料理を提供するプランとする）

- ・能登の魚（のと寒ぶり含む）を楽しむ宿泊プラン
- ・能登牛を楽しむ宿泊プラン
- ・かに（ズワイガニなど）を楽しむ宿泊プラン など

## ■ 申請期限

令和5年3月末まで

※各種様式は、町HPからダウンロードができます。  
詳しくは、町のホームページでご確認下さい。

問合せ先・申請先 能登町ふるさと振興課  
〒927-0492 能登町字宇出津ト字50番地1  
TEL：0768-62-8526（直）